

# 8月の利用分から負担額の上限が変更

高齢化が進み、介護保険から給付される費用は年々増大しています。制度の維持やサービスの質の確保、サービスを利用している人と利用していない人との費用負担の公平化、負担能力に応じた費用負担などを目的に、高額介護サービス費の利用者負担上限額が引き上げられます。



## 高額介護サービス費とは

介護サービスを利用したとき、1カ月間に支払った自己負担額の合計が一定の上限額を超えた場合は、申請することで超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。

市では、高額介護サービス費の支給対象になる人には、申請書を送付しています。

## 改正される内容は

高額介護サービス費の利用者負担上限額は下表の通りです。

世帯の誰かが市民税を課税されている人は、8月の利用分から負

担の上限額が1カ月3万7,200円から4万4,400円に引き上げられます。

ただし、介護サービスを長期で利用している人に配慮し、年間を通しての負担額が増えないよう、年間上限額を44万6,400円(3万7,200円の12カ月分)とする措置が3年間の期限付きで設けられます。

対象は、同一世帯内の全ての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)が現役並み所得に相当せず、利用者負担割合が1割の世帯です。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

高額介護サービス費の利用者負担上限額

対象	7月までの上限額(月額)	8月からの上限額(月額)	年間の上限額
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人*1	4万4,400円(世帯)	変更なし	—
世帯の誰かが市民税を課税されている人	3万7,200円(世帯)	4万4,400円(世帯)	44万6,400円(世帯)*2
世帯の全員が市民税を課税されていない人	2万4,600円(世帯)	変更なし	—
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の人	2万4,600円(世帯) 1万5,000円(個人)		
生活保護を受給している人など	1万5,000円(個人)		

\*1 現役並み所得者に相当するとは、同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、同一世帯内の65歳以上の人の収入が単身の場合は383万円以上、2人以上いる場合は520万円以上である場合

\*2 同一世帯内の全ての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)の利用者負担割合が1割の世帯。利用者負担割合が1割となるのは、本人の合計所得金額が160万円未満の人と、合計所得金額が160万円以上の人で同一世帯内の65歳以上の人の「年金収入+そのほかの合計所得金額」が、単身の場合は280万円未満、2人以上いる場合は346万円未満である場合